

# 報道資料

令和 3年 1月 25日

1 件 名	市発注工事における土壌汚染対策法に基づく手続きの無届事案の判明について										
2 内 容	<p>(1) 概要 市が発注する工事において、土壌汚染対策法第4条第1項に基づく知事への届出を行っていなかった事案がありました。 ※3,000 m<sup>2</sup>以上の土地の形質変更を行う場合、着手の30日前までに知事への届出が義務付けられている。</p> <p>(2) 経緯 他県等での無届事案が判明したこと、また、環境省からの関係通知が行われたことを受け、市発注工事に関する調査を行った結果、無届事案が判明しました。</p> <p>(3) 原因 法令に対する職員の認識不足。</p> <p>(4) 無届事案の件数（平成22年4月～令和2年度分）</p> <table border="1" data-bbox="544 1126 1374 1391"><thead><tr><th>部局名</th><th>件数</th></tr></thead><tbody><tr><td>経済産業部</td><td>3</td></tr><tr><td>都市整備部</td><td>18</td></tr><tr><td>上下水道局</td><td>4</td></tr><tr><td>合 計</td><td>25</td></tr></tbody></table>	部局名	件数	経済産業部	3	都市整備部	18	上下水道局	4	合 計	25
部局名	件数										
経済産業部	3										
都市整備部	18										
上下水道局	4										
合 計	25										
3 今後の対応	<ul style="list-style-type: none"><li>・再発防止に向けて、届出を徹底するよう全庁的に周知するとともに、工事発注時のチェックリスト作成等を講じます。</li><li>・無届事案については、速やかに県環境部局と協議しその指導、指示に従うこととします。</li></ul>										
4 問い合わせ	<p>無届事案全般に関すること 都市整備部技術担当次長 TEL083-934-2674</p> <p>経済産業部の事案に関すること 経済産業部政策管理室 TEL083-934-2809</p> <p>都市整備部の事案に関すること 都市整備部政策管理室 TEL083-934-2830</p> <p>上下水道局の事案に関すること 上下水道局政策管理室 TEL083-933-6676</p>										